

霧島市県立福山高等学校通学費等支援事業補助金について

1 霧島市県立福山高等学校通学費等支援事業補助金（概要及び手続き等）

（1）概 要

ア 補助の対象者

- （ア）平成27年4月1日以後に入学した生徒
- （イ）片道6km以上の通学距離で、公共交通機関により通学している生徒（領収書が必要）
- （ウ）原動機付自転車（バイク）で通学を認められ片道4km以上の通学距離の生徒
- （エ）学校長が選定し、かつ、教育委員会が認定した検定試験又は資格取得試験に合格した生徒

イ 補助金額

- （ア）公共交通機関通学者 定期代の2/3以内の額(100円未満切り捨て)
- （イ）バイク通学者 4km～10km未満 月額 1,000円
10km以上 月額 2,000円
- （ウ）検定試験等合格者 受験料の1/2以内の額(100円未満切り捨て)

（2）手続き等

- ア 委任状（補助金の請求、申請書及び添付書類の取次）
- イ 補助金交付申請書
- ウ 補助金交付請求書
- エ バス定期券領収書

（3）交付時期

- 学期毎にとりまとめ霧島市より振込
（予定：10月，2月，5月）